

V. 申込用紙の郵送による申込方法

1. 申込提出書類

申込提出書類(申込用紙1・2)に必要事項を記入し、送付状に記載の商工会議所・商工会に提出してください。

■申込用紙1

「令和3年度 再商品化委託契約申込書」

※契約約款の部分はミシン目にて切り離し、貴社(組合)で保管してください。

■申込用紙2

「令和3年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙」

※申込用紙1と申込用紙2の両方を提出してください。

※ 注意事項

申込みを行った後、申込内容に変更が生じた場合には、「令和3年度 申込・契約訂正等申請書」に変更・訂正内容を記入し、必要書類を添えて、当協会まで郵送してください。一定基準以下の小規模事業者は法の適用を除外されます。その場合には、「令和3年度 非申込FAX返信票」に必要事項を記入し、当協会にFAXにて返送してください。

2. 申込用紙2について

申込用紙2は、「どの容器包装について申込みか(ガラスびん(3色)、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)」及び「容器包装を利用しているか、又は製造等しているか」の区分ごとに、12種類に分かれています。下記を参考に、貴社(組合)が該当する用紙のみを選んでご記入、ご提出ください。

■該当する用紙を選択する

●容器包装を「利用する」「製造等する」とは何か

容器包装を「利用する」とは・・・	容器を「製造等する」とは・・・
<ol style="list-style-type: none">1) 販売する商品を特定容器に入れること2) 販売する商品を特定包装に包むこと3) 販売する商品で、特定容器に入れられたもの又は特定包装で包まれたものを輸入すること4) 上記1)～3)を他者に委託すること ※商品の輸入業者は、「利用」「製造等」両方の用紙にご記入いただく必要があります。	<ol style="list-style-type: none">1) 特定容器を製造すること2) 特定容器を輸入すること3) 販売する商品で、特定容器に入れられたものを輸入すること4) 上記1)、2)を他者に委託すること ※ なお、「特定包装」の「製造等」については、法の対象にならず、申込みは不要です。

■算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式」)

申込用紙2には、上段に「自主算定方式」、下段に「簡易算定方式」の2種類の記入欄が設けられています。下記を参考のうえ、各容器包装区分(素材)、用途ごとにいずれかの方法で算定、ご記入ください。

●「自主算定方式」「簡易算定方式」のいずれを用いて算定を行うかについて

前年度において利用又は製造等した容器包装の量のうち、下記の量を把握できる場合、または下記の量がない場合には、「自主算定方式」により算定を行います。(なお、下記の量がない場合は、「0」として計算します。)

事業活動により費消された商品に用いられた量

事業者への販売商品に用いられた容器包装など、不要となった際に家庭からは排出されず、事業者がエンドユーザーである商品に付された容器包装の量です。

例1. レストランの店内で使用されるソースのポリ袋の量 例2. 病院や事業系ごみとして処分される薬品容器の量

例3. メーカーや小売店で廃棄される商品流通用梱包材の量

事業活動により費消された商品に用いられた量が把握できない場合は、「簡易算定方式」により算定します。

●用途ごとに異なる算定方式を用いることについて

同一事業者が同一の特定分別基準適合物(素材)の容器包装について2つ以上の用途にまたがって該当する場合は、用途ごとに「自主算定方式」または「簡易算定方式」のいずれかにて申請することができます。

ただし、一つの用途の中で「自主算定方式」と「簡易算定方式」を混合して用いることはできませんので、いずれか一方の方式にて申請してください。

例. 同一事業者が、「プラスチック製容器」を「食料品」「医薬品」の2つの用途に利用している場合、「食料品」を「自主算定方式」、「医薬品」を「簡易算定方式」で算定することは可能です。ただし、「食料品A」を「自主算定方式」、「食料品B」を「簡易算定方式」で算定することはできません。

各申込用紙の記入例 ▶ 次ページの申込用紙の記入例を参考に、ご記入ください。

申込用紙2の記入例

下記の申込用紙2の記入例（プラスチック製容器包装（利用事業者）のケース）を参考に、申込用紙2をご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの特定事業者コードを、左詰めでご記入ください。

0の場合は、「0」とご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの事業者名をご記入ください。なお、法人格を示す名称(株式会社、等)は省略せずにご記入ください。

令和3年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2） **プラスチック製容器包装** **利用事業者用**

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式		特定事業者コード	特定事業者名						
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により消費した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金 (円) (税抜)	
食料品					0.60437	(A)	51.0円/kg	122,298	
清涼飲料等	5,000	2,000	0	3,000	0.60278	(B) 1,808			
酒類					0.64329	(C)			
石鹸・塗料等					0.57181	(D)			
医薬品	3,000	0	2,050	950	0.62109	(E) 590			
化粧品等					0.59731	(F)			
小売					0.62711	(G)			
上記以外の用途					0.62359	(H)			
包装					0.42621	(I)			
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 （「主たる業種」ごとという意味ではありません。）						⑥=(A)~(I)の合計			⑦=再商品化実施委託単価
						再商品化委託申込量(kg)→	2,398	51.0円/kg	122,298

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定できない場合（「事業活動により消費した特定容器包装の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くこととなりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により消費した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金 (円) (税抜)
食料品					0.51372	(A)	51.0円/kg	122,298
清涼飲料等					0.54251	(B)		
酒類					0.54679	(C)		
石鹸・塗料等					0.51463	(D)		
医薬品					0.21738	(E)		
化粧品等					0.56744	(F)		
小売					0.53304	(G)		
上記以外の用途					0.37415	(H)		
包装					0.31966	(I)		
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 （「主たる業種」ごとという意味ではありません。）						⑥=(A)~(I)の合計		
						再商品化委託申込量(kg)→	51.0円/kg	122,298

簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量⑥に、再商品化実施委託単価⑦を乗じて「再商品化実施委託料金」を算出し、円単位でご記入ください。(1円未満は切り捨て)

■ 用途とは
再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな用途(業種)に用いられるか、中身商品や用いられる場所により判断します。『用途の例』を申込用紙2の表紙の裏面に記載していますので、ご覧ください。

■ 算出方法
前事業年度において、当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の算出方法
①=A×B÷1,000(小数点第1位を四捨五入)
①: 当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の量(kg)
A: 特定容器包装の1個当たりの重量(g)※
B: 当該特定容器包装を用いた商品の販売個数(国外へ輸出される商品の個数を除く)
※ 特定容器包装の1個あたりの重量について
特定容器包装の1個当たりの重量については、複数の特定容器包装の重量を実測(おおむね10個以上)し、その平均値をグラム単位(小数点第1位を四捨五入する)で求めたものを用います。ただし、整数1桁以下の場合、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とします。

■ 具体例
自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の具体例
◎ スーパーマーケット・生協等が自ら店頭回収したプラスチックトレイ
◎ 清涼飲料メーカーが販売店に委託して回収したガラスびんなど

■ 「事業活動により消費した特定容器包装」とは
P.9の「算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式」)」の記載をご参照ください。